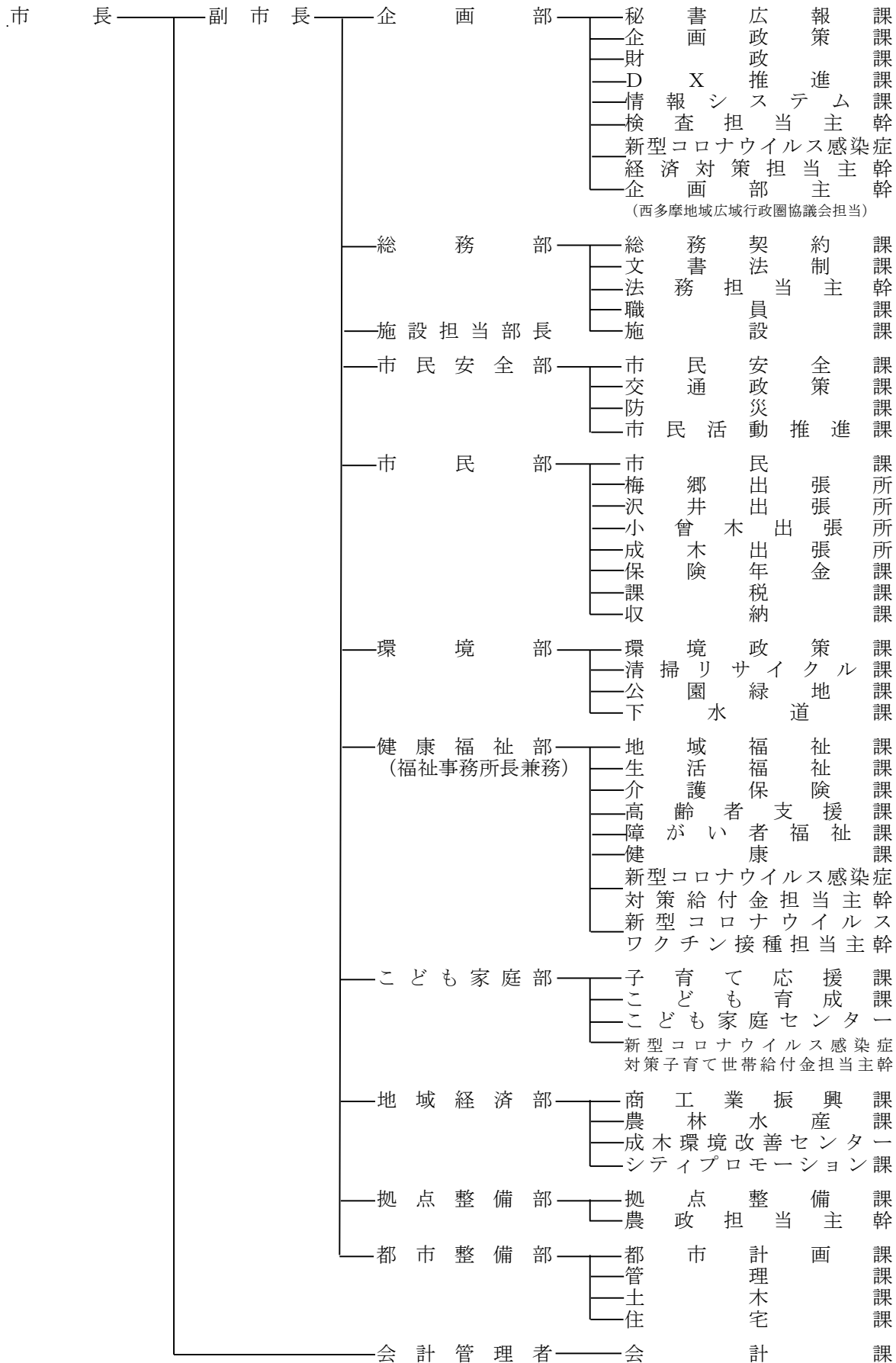


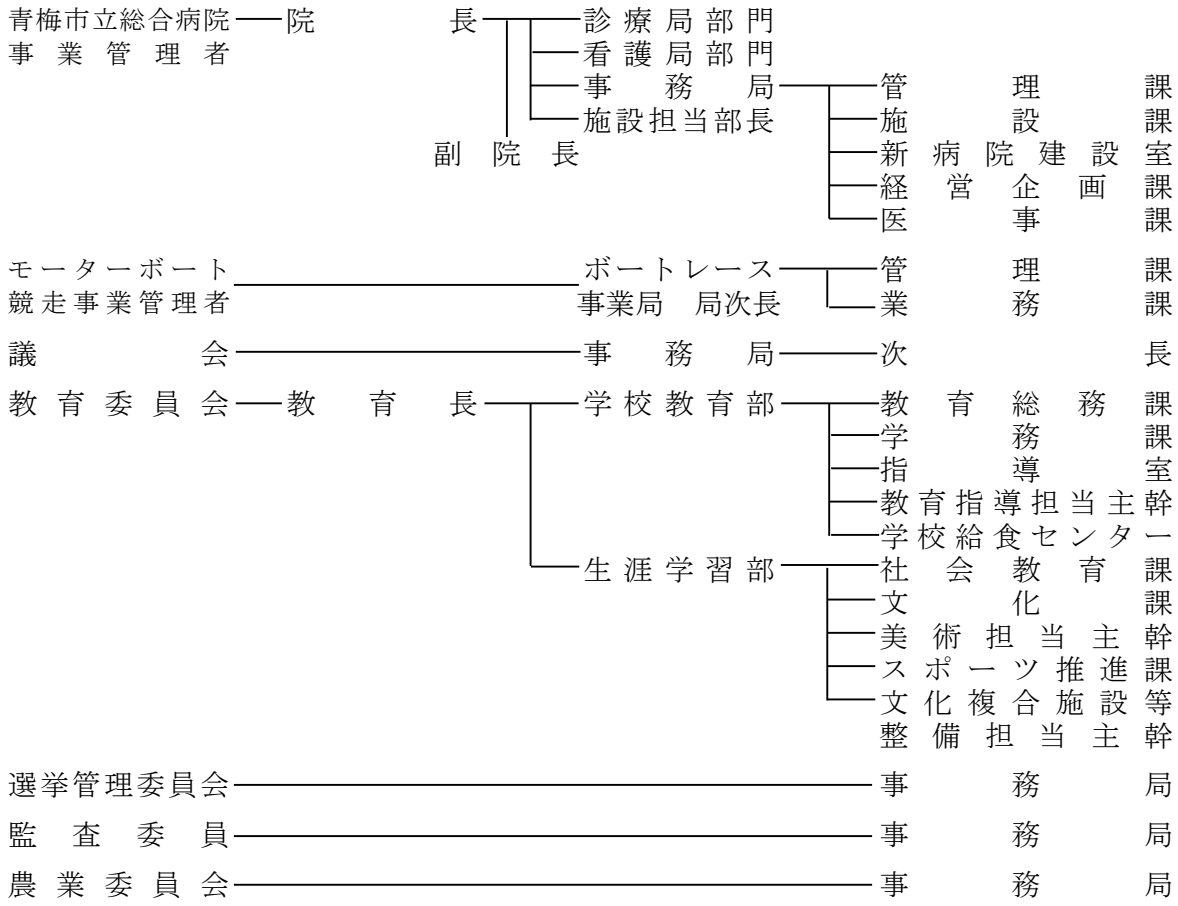
2 行政機構

(1) 事務機構図 (令和5年4月1日現在)

(市長部局)



(その他の部局)



(2) 税務機構および事務分掌（令和5年4月1日現在）

区分	課長	係長・主査	主任	主事	計	事務分掌	
市 民 税 部		1				1	
	庶務係		1	3	0	4	(1) 市税の総合的な企画調整、集計および調査研究に関すること。 (2) 法人市民税および諸税（軽自動車税、市たばこ税、鉱産税および入湯税をいう。以下同じ。）の賦課に関すること。 (3) 法人市民税および諸税の減免に関すること。 (4) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金および地方消費税交付金に関すること。 (5) 課内の庶務に関すること。
	市民税係		1	3	7	11	(1) 個人の市民税および都民税の賦課に関すること。 (2) 個人の市民税および都民税の減免に関すること。
	家屋係		1	4	5	10	(1) 家屋の評価に関すること。 (2) 家屋にかかる固定資産税および都市計画税の賦課に関すること。 (3) 家屋にかかる固定資産税および都市計画税の減免に関すること。 (4) 償却資産にかかる固定資産税の賦課に関すること。 (5) 償却資産にかかる固定資産税の減免に関すること。 (6) 住宅用家屋の証明に関すること。
	土地係		1	3	5	9	(1) 土地の評価に関すること。 (2) 土地にかかる固定資産税および都市計画税の賦課に関すること。 (3) 土地にかかる固定資産税および都市計画税の減免に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
小計	1	4	13	17	35		
税 関 係 部 署		1				1	
	収納管理係		1	2	6	9	(1) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の収納および督促に関すること。 (2) 納税等の指導および奨励に関すること。 (3) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の口座振替に関すること。 (4) 納税等の証明に関すること。 (5) 課内の庶務に関すること。
	徴収庶務係		1	1	2	4	(1) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の滞納処分にかかる調査に関すること。 (2) 滞納整理の進行管理および収納率向上のための施策に関すること。 (3) 徴収関係の庶務に関すること。 (4) 他の所管に属する徴収困難事案の支援に関すること。
	滞納整理第一係		1	0	3	4	(1) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の徴収に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の滞納処分に関すること。 (3) 欠損処分に関すること。 (4) 他の所管に属する徴収困難事案の支援および徴収に関すること。
	滞納整理第二係		1	1	2	4	(1) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の徴収に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の滞納処分に関すること。 (3) 欠損処分に関すること。 (4) 他の所管に属する徴収困難事案の支援および徴収に関すること。
小計	1	4	4	13	22		
合計	2	8	17	30	57		

※市民部には、他に市民課、梅郷・沢井・小曾木・成木出張所、保険年金課が含まれる。